

平成 1 8 年 度 第 2 回  
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会  
会 議 録

|   |   |                        |
|---|---|------------------------|
| 日 | 時 | 平成 1 8 年 1 2 月 4 日 (月) |
|   |   | 午前 1 0 時               |
| 場 | 所 | 大阪市役所本庁舎 P 1 階 共通会議室   |

## 平成18年度第2回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 平成18年12月4日（月） 午前10時開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 P1階 共通会議室

○議 題 議第104号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」  
議第105号「大阪都市計画都市高速鉄道の変更について」  
議第106号「大阪都市計画地区計画の決定について」  
議第107号「大阪都市計画用途地域の変更について」  
議第108号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」  
議第109号「大阪都市計画臨港地区の変更について」  
議第110号「大阪都市計画地区計画の変更について」  
議第111号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」  
議第112号「大阪都市計画公園の変更について」

○出席委員 23名（欠は欠席者）

|         |           |     |         |
|---------|-----------|-----|---------|
| 会 長     | 村 橋 正 武   | 委 員 | 永 藪 隆 弘 |
| 会長職務代理者 | 松 澤 俊 雄   |     | 村 尾 しげ子 |
| 委 員     | 飯 田 恭 敬   |     | 石 川 □ 爾 |
|         | 欠 岡 村 隆   |     | 大 内 啓 治 |
|         | 角 野 幸 博   |     | 足 高 將 司 |
|         | 北 村 隆 一   |     | 北 野 禎 三 |
|         | 欠 木 村 好 美 |     | 石 井 義 憲 |
|         | 志 水 英 二   | 欠   | 新 田 孝   |
|         | 欠 中 原 茂 樹 |     | 村 尾 政 利 |
|         | 鳴 海 邦 碩   |     | 奥 野 正 美 |
|         | 藤 本 英 子   |     | 加 藤 正 武 |
|         | 欠 槇 村 久 子 |     | 小 玉 隆 子 |
|         | 欠 増 田 昇   |     | 高 橋 諄 司 |

欠 松 永 敬 子

明 石 直 樹

盛 岡 通

稲 森 豊

○臨時委員 2名 山 田 裕 三（議第104号）

沢 田 吉 和（議第105号、議第107号、議第109号、議第111号）

---

開会 午前10時03分

○幹事（川田） それでは、定刻になりましたので、ただ今から平成18年度第2回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私、本審議会の幹事を務めております大阪市計画調整局都市計画課長の川田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

報道機関の方に申し上げます。審議中は写真撮影、録音、録画はできませんので、撮影等される場合はただ今の間にお願いいたします。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、審議の妨げにならないようご協力をお願い申し上げます。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。上から順に「会議次第」、「委員名簿」、そして本日ご審議いただきます予定の議案等の資料が7冊ございます。まず、本日ご審議いただきます予定の議案書といたしまして、議第104号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、議第105号「大阪都市計画都市高速鉄道の変更について」、それと「大阪都市計画都市高速鉄道の変更に対する意見書の要旨」、続く四つの議案は一つの冊子にまとめてございますが、議第106号「大阪都市計画地区計画の決定について」、議第107号「大阪都市計画用途地域の変更について」、議第108号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、議第109号「大阪都市計画臨港地区の変更について」、それから議第110号「大阪都市計画地区計画の変更について」、議第111号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」、議第112号「大阪都市計画公園の変更について」、以上7冊を置いております。お手元にごございますでしょうか。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

また、本日は臨時委員といたしまして、議第104号に関しましては、大阪市農業委員会会長の山田裕三様に、また議第105号、107号、109号及び111号に関しましては、大阪府都市整備部副理事兼総合計画課長の沢田吉和様にご出席をいただいております。

これよりご審議をお願いいたしますが、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、議第104号、第105号、第107号、第109号、第111号につきましては、臨時委員を含めまして31名中24名の委員の方々が、その他の議案につきましては、30名中23名の委員の方々がご出席されておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、報道機関の方もこの時間をもちまして写真撮影、録画、録音を終了していただきますようお願いいたします。

それでは、村橋会長、よろしくお願いいたします。

○村橋会長 おはようございます。本審議会の会長を務めております村橋でございます。委員の皆様方におかれましてはご多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず、議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第8条の規定によりまして、松澤委員と村尾しげ子委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入らせていただきます。

議第104号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、議第105号「大阪都市計画都市高速鉄道の変更について」、議第106号「大阪都市計画地区計画の決定について」、議第107号「大阪都市計画用途地域の変更について」、議第108号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、議第109号「大阪都市計画臨港地区の変更について」、議第110号「大阪都市計画地区計画の変更について」、議第111号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」、議第112号「大阪都市計画公園の変更について」でございます。

また、会議が円滑に進行いたしますよう、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、議第104号議案につきまして説明をお願いいたします。

○幹事（北村） おはようございます。本審議会の幹事を務めております計画調整局計画部長の北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第104号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明申し上げます。お手元の資料のうち、表紙に議第104号と記載いたしております議案書及び前にございますスクリーンを用いまして説明をさせていただきます。

生産緑地地区につきましては、本市の市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため指定を行ってきております。今回は議案書の3ページの計画書の一覧表に記載いたしておりますように、合計12地区につきまして区域変更及び廃止等を行い、本案のとおり変更しようとするものでございます。

今回の変更に係る具体的な区域につきましては、議案書の5ページの位置図及び7ページから17ページの説明図にお示しをしておりますが、その内容を取りまとめましたものを議案書の4ページに「1. 変更内容」として記載いたしております。

区域変更は7地区で、約0.41ヘクタールの減となっておりますが、その内訳につきましては面積が増となるものが、瓜破南一丁目1号の1地区で約0.11ヘクタールの増、面積が減となるものが、大桐五丁目3号等6地区で約0.52ヘクタールの減となっております。さらに、廃止は矢田一丁目9号など5地区で、約0.36ヘクタールの減となっております。こうした変更によりまして、大阪市の生産緑地地区は差し引き約0.77ヘクタールの減となります。

結果といたしまして、大阪市の生産緑地地区は今回区域変更となる7地区約2.51ヘクタールと今回変更のない603地区約88.40ヘクタールを合わせまして、合計610地区約90.91ヘクタールとなります。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長 それでは、議第104号議案につきまして、ご意見、ご質問をお伺いします。

いかがでしょうか。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村橋会長 ご意見、ご質問ございませんようですので、それでは、お諮りいたします。

議第104号議案につきましてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村橋会長 それでは、ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

山田委員、どうもありがとうございました。

続きまして、議第105号議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（北村）　続きまして、議第105号「大阪都市計画都市高速鉄道の変更について」ご説明申し上げます。表紙に議第105号と記載いたしております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本案件は、都市高速鉄道大阪外環状線及び大阪外環状線連絡線について、より円滑な整備の推進を図るため、その一部区間の区域を変更するものでございます。

大阪外環状線鉄道整備事業は城東貨物線の施設や用地を活用しながら複線・電化を行い、新大阪駅から大阪東部地域を経てＪＲ関西線の久宝寺駅に至る20.3キロメートルの旅客線を整備するものでございます。このうち、仮称でございますが、俊徳道駅から（仮称）加美駅まで、大阪市内の約1.4キロメートル、東大阪市内の約2.3キロメートル、合わせまして約3.7キロメートルの区間を連続立体交差事業として、平成11年３月に都市計画決定しており、今回の変更はこの区間のうち、本市と東大阪市との市の境界から約700メートルの区間について、最大約１メートル西側へ区域を変更するものでございます。

この区間につきましては、当初議案書９ページの説明図２の黄色及びスクリーンでお示しいたしておりますとおり、標準的な仮線方式を採用し、まず２本の柱を完成させ、その後残る１本の柱を完成させる２線３柱方式での施工を考えておりました。しかし、この施工法の場合、段階的な施工となり工期が長くなることから、事業着手の時点におきまして、現場条件や工期短縮及びコスト縮減の観点からその構造等の精査を行った結果、赤色でお示しいたしております２線２柱方式で施工することとなり、現在、平成19年度末完成に向けて取り組んでいるところでございます。

都市計画につきましては、変更前後の区域ともＪＲ西日本の敷地であり、新たな地権者の権利制限を伴うものではなかったこと、また都市計画上では最大約１メートルという位置の差は判別することが困難であることから、都市計画の変更は不要と考えておりましたが、関係機関と協議したところ、より厳密に都市計画の手続を行うことが適切であるとの結論に至ったため、今回本審議会にお諮りするものでございます。

都市計画の変更についての説明は以上でございますが、本案件につきましては、平成18年10月27日から11月10日までの２週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書が１通提出されておりますので、その要旨とそれに対する本市の見解を述べさせていただきます。

お手元にお配りいたしております「大阪都市計画都市高速鉄道の変更に対する意見書

の要旨」をご覧ください。

意見書の要旨は、本件事業実施に際して過去、事業者が開催した地元説明会等におきまして、地元の方から高架構造物の位置を少しでも敷地の中央に寄せてほしい、地下化してほしいなどの要望がありましたのに対し、事業者としては予算がない、設計上・技術上できないなどと言い続けてきたことや、事業認可と異なることを伝えず偽りの答弁を繰り返してきたことに対して謝罪を求めるものであります。また、都市計画事業認可を受けるのであれば、実際の工事内容で、再度地域説明会の開催を求めているものであります。この意見に対する本市の見解を述べさせていただきます。

本件事業内容につきましては、工事着手前の平成14年度の地元説明会をはじめ、事業着手後も適宜、事業者から地元の方に対して、設計上、コスト面やスケジュール面の制約から今回の都市計画変更案と同じ2線2柱方式で実施していく旨を説明し、ご理解に努めてきたと聞いております。また、都市計画につきましては先ほどご説明いたしましたように、関係機関との協議の結果、事業地の変更が生じた場合にはより厳密に都市計画変更を図っていくことが適切であるという結論に至ったことから、今回変更案をお諮りしている次第でございます。

今後とも、地元住民の方々の理解を得ながら事業を進めていけるよう、必要に応じ地元の方々に十分な説明を行うよう事業者伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長 それでは、議第105号議案につきまして、ご意見、ご質問をお伺いいたします。いかがでしょうか。

○稲森委員 大阪市会議員の平野区選出の稲森豊と申します。地元でこの問題について関わってきた経過もありますので、何点か質問をさせていただきたいと思います。

今回、この意見書によりまして、事業計画変更に至るいろんな経過ですね、書いておられるわけですがけれども、やりとりは別としましてこの推移、時間的な経過ですね、これは概ね正確なんでしょうかね。

○幹事（川田） 経過のお尋ねでございますが、この都市高速鉄道の都市計画につきましては、平成11年の3月に大阪市の区域で都市計画決定をしております。その後、平成12年の3月に都市高速鉄道の都市計画事業認可を取得し、平成14年に地域の説明を行いました。その後着工し、現在工事に至っておるということでございます。

○稲森委員 概ね時間的な経過は正しいという見解だったと思うんですけれども、その前

提としまして、まず今の話で平成12年の3月に立体の交差事業の事業認可、国に対してやられました。そのときは先ほどの映像にありましたように、3本柱ですね、そういう内容であったわけです。ところが、実は私たち平野区選出の議員、市会6名と府会3名おるんですけれども、たしか平成13年ごろから14年にわたって何回か説明を受けました。平成14年度には地元説明をなされており、平成14年の9月ごろから着工されてるわけですが、当初の事業認可の3本柱から2本柱に、先ほど言いましたように工事期間とか経費とかね、そういう勘案して変更されたわけですが、どの時点でこの変更を決断されたのかと、この点をまずお聞きしたいと思います。

○幹事（川田） 先ほど申し上げましたように、平成12年の3月に都市計画事業認可を取得し、その後、平成13年から14年にかけて、この鉄道事業、平成17年度未完了というスケジュールで行ってございましたので、工事計画の再検討を行いまして現地での再調査をいたしました。その結果、2線2柱方式ということになったわけですが、平成14年にそういう工事の変更をしていこうということになっております。

○稲森委員 その場合、必要性を感じて事業計画の変更を決断されたわけですが、これは常識的な話でしてね、補助金事業でありますので、こういった事業計画どおりにやるのは当然でありまして、計画と違った内容で施行した場合、国の補助金との関係とか、そういった点、事業計画変更をやらずにこのまま着工していくという、そういう判断ですね、そこらはこれは軽微なものと判断されたのか、たまたまその手続を怠ったのか、そこらの、計画変更なしに着工すると、その判断された判断の中身ですね、これをまずお聞きしたいと思います。

○幹事（川田） 先ほどご説明いたしました事業認可につきましては、事業地等が定められておるわけですが、その中で冒頭ご説明させていただきましたように、事業地を示す図面の上で違いが認められる場合には事業認可の変更というものが必要とされているわけですが、今回の場合、変更後もJRの用地の中で新たな地権者の権利制限も生じないといったことでありますとか、構造物の幅や高さが変わらないといったこと、それと都市計画の計画図は2,500分の1という計画図をもとにしておるわけですが、その中で位置の変更が判別が難しいことなど、そういったことから都市計画の手続は不要として行ってきたということでございます。

○稲森委員 軽微な変更なので必要ないと判断されたわけですが、やはりこういう場合は当然、その時点で国土交通省の方へ問い合わせるなどしておかなきゃいけないと

思うんですね。結果として、会検に引っかかりまして事業認可が今現在取り消しされてるんですね、現時点では。しかしながら、それ以後も工事を続行されておりまして、当然これ中間金とか手付をもう執行されてると思うんですけれども、これはいわゆる補助金の適正化法ですか、役所の財務担当の方は常に神経質に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というのがありまして、そういう法に違反した場合は5年以下の懲役、100万円以下の罰金という、こういう非常に厳しい法律がありますので、当然こういうことについてはもう少し慎重でなかったらいけないと思うんですね。

そうしますと、もしこの事業計画の変更がこれ仮に認められなくなったとすれば、今後どうなるんでしょうかな。補助金の返還、そこらは法律上はどうでしょうかね。

○説明者（中井） 建設局街路部立体交差担当課長の中井でございます。お答えします。会計検査院の件で、事業認可が取り消され、現在も一部区間事業認可が取り消しされておるんですけれども、現在は大阪外環状鉄道、並びに大阪府、大阪市の事業費で事業を行っております。

○稲森委員 と申しますのは、これは提案がさりげなくね、これ事業のより円滑な推進を図るためということで提案されてるんですけれども、かなりこれ重大な問題を基本的な問題として抱えていると思うんですね。

と申しますのは、この計画変更、断面図、この中にありますように、もともとは事業計画では西側、一番直近の境界の住宅の壁面から最低1.3メートルぐらいは高架の側面と離れていたんですね。それを1メートル西へ振って30センチなんです。私も何軒か相談がございまして、現地に行きましたけれども、窓から手を伸ばすともう側壁に手が届くと。そうしますと、1.3メートルといえは最新の耐震、振動、騒音、防音のそういう技術を発揮すれば、これは何とかアセスでも大丈夫だという結論も出ると思うんですけれども、30センチとなれば、これいかに完璧な防音、振動をやっても、これは貨物車が走るわけですからね、当然これ振動が出てくるのは当然です。

だから、事実その結果、この図面7、8ページに書かれておりますように、この平成16年の3月に大阪外環状線連絡線付属街路2号線というのが追加で都市計画決定されてるんですよ。これはざっと1キロ以上ですけれども、6メートルの緩衝地帯を設けるということで、新たに当初計画になかった緩衝地帯を、これ大阪市の建設局の道路事業にして買収なされてるんですけれども、これもし当初の1.3メートルの事業計画どおりやられていたとすれば、こういった新たな買収は不要であった、こういうことも考えられ

と思うんですね。

ですから、ちょっとそこでお聞きしたいんですけども、当初なかったこの付属街路 6 メーターを買収して新たに緩衝地帯設けると決断された、決定された動機ですね、どういう必要性でもって新たにこの 6 メーター道路をつくろうと決定されたのか、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○幹事（川田） 付属街路のお尋ねでございますが、付属街路についてはその考え方といまして、沿道の環境への配慮、これが 1 点ございます。それから、工事の施工余裕、あるいは仮線用地として確保してその後有効に活用できるかどうか、あるいは既存道路がある場合にその道路の代替機能を確保していく。こういった観点を考慮して計画しているのが一般的でございます。

平成16年に追加している街路でございますが、この沿道については第一種住居地域でございまして、近年工場から住居系への土地利用転換が進みつつある地域でございまして、その中で鉄道事業者等の関係機関と付属街路の整備方針が合意できたこと、あるいは地元からの設置に対する要望もあったといったことから、平成16年に追加を行ったということでございます。

○稲森委員 最後に意見を申し上げたいと思うんですけども、もう今回の問題というのは、都市計画審議会の計画からすれば、当然未来の中長期的なまちづくりについて事前に審査して適切かどうかを判断する機関ですね。そういう都市計画審議会に対して、もう既に既成事実として進んでいると。しかも国の事業認可と異なった形で進められてきた、こういう事業を無条件というか、条件つけてるんですけども、認めるとなれば、これはもうこの都市計画審議会の存在価値というんですかね、これが消滅するというか、形骸化されると、こういうやはり重大な問題だと思うんですね。しかも、先ほど説明ありましたけれども、この 6 メーターの緩衝地帯を買収するのに莫大な経費がかかってきます。

既にそこに住んでおられる方何軒か私相談に乗ったんですけども、6 メーターすべて自分の持ち家を買収していただいたらいいんですけども、3 分の 2 だけ切り取られて 3 分の 1 残ると。この場合は残地補償ということで 3 分の 1 ぐらいの価格で買収されて、今住んでいるせっかく手に入れたマイホームも新たに建てかえる場合の補償が足りないという、そういう問題も重大な、これ影響が出ているわけですよ。

だから、ちょっとこれは本委員会、私自身委員として、この提案というのはそのまま

容認すれば、まさに都計審の存在に関わるということで、これは承認できないと思うんです。しかしながら、既にもう来年秋ですか、竣工するという事業ですのでね、そういう問題もありますわけですから、一番の問題はやっぱりこの意見書に出されておりますように、まずこの間のコンプライアンスの確保のために再度地域説明会を開催するとか、あるいは偽りの答弁というか、事業計画以外の計画で進めてきたということについては、これは最低限謝罪を求めると。

地元の方々からこれやむなしという、そういうご意向を出されるんでしたならば、あえて地元の方々が賛成されているわけですから、やるなとは私は申しませんけれどもね。そういった性格の問題であると、ご意見申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

○石川委員 共産党の大阪市会議員の石川といいます。今の稲森委員の質問には答えられないんでしょうか。誰も謝罪しないんですか。説明会もしないんですか。地元の住民の方が納得しているのなら、これは審議会としても早くしてほしいという要望があることを我々も知ってますからね。それ結末ちゃんとつけてもらわんと、この会議に参加した者の一人として承知できませんよ。態度はつきりしなさいよ。

○幹事（川田） 先ほどご説明申し上げましたように、平成14年の6月に地元説明会を事業者の方がやってございまして、その事業を着手した後も事業者から適宜地元の方にご説明をさせていただいて、今回、コスト、スケジュールの面からこのような形でやるということについて、ご理解に努めてきたと聞いてございまして、今後とも地元の方々のご理解を得ながら事業を進めていくと、こういったことが大事でございまして、必要に応じて地元の方に十分な説明を行うよう事業者に伝えていきたいと考えております。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。ないようですので、お諮りいたします。

それでは、議第105号議案につきましてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村橋会長 ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

続きまして、議第106号議案、議第107号議案、議第108号議案及び議第109号議案でございまして、これらの議案は相互に関連いたしておりますので、その内容につきまして幹事から一括して説明願います。お願いします。

○幹事（北村） それでは、議第106号「大阪都市計画地区計画の決定について」、議第107号「大阪都市計画用途地域の変更について」、議第108号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、並びに議第109号「大阪都市計画臨港地区の変更について」、以上4案件は相互に関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

表紙に議第106号から議第109号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。本案件の計画地であります鶴浜地区は大正区の南西部に位置し、尻無川と木津川に挟まれた埋立地及びその背後地の区域でございます。

地区の状況でございますが、埋立地の部分につきましては平成13年度に事業が竣工しており、平成7年には大正区と港区を結ぶ「なみはや大橋」が、平成13年には地区北側の北村地区とを結ぶ「千歳橋」が完成し、地区周辺の幹線道路整備が行われております。また、背後地部分につきましては、一部小学校等の公共施設が存在しますが、その他の部分は更地となっております。さらに現在、埋立地部分の一部におきまして大型家具店の立地計画が進められており、このような土地利用の具体化に伴い、ウォーターフロントの立地特性を生かしたにぎわいを創出するとともに、地域の活性化に寄与する複合的な開発を行い、合理的かつ健全な土地利用と都市機能の増進を図るため、都市計画の決定を行うものでございます。

それでは、議第106号「大阪都市計画地区計画の決定について」 ご説明申し上げます。議案書5ページの計画書及び前のスクリーンをご覧ください。

今回地区計画を決定しようとしております区域は、前のスクリーンの赤色の線で囲んでいる部分でございます。地区計画の名称は「鶴浜地区地区計画」でございまして、地区の位置及び面積につきましては、大正区鶴町二丁目及び鶴町三丁目地内の約40.1ヘクタールでございます。「地区計画の目標」は、周辺市街地との調和・共存に配慮しつつ、ウォーターフロントの立地特性を生かしたにぎわいを創出するとともに、地域の活性化に寄与する複合的なまちづくりを行い、安全で快適な市街地環境の創出を図ることといたしております。

目標の実現に向けて定めます「土地利用の方針」、「建築物等の整備方針」及び「地区整備計画」につきましては、相互に関連いたしますので、あわせてその内容をご説明申し上げます。

まず、「導入機能」につきましては、ウォーターフロントの立地特性を生かした複合的なまちづくりを計画的に行い、にぎわいの創出や集客力の向上、人口増加等を図るた

め、隣接する既存機能とも調和したにぎわい、商業機能や居住機能等の導入を図ります。具体的には、A地区では周辺市街地の商業機能との調和を図るとともに、にぎわいの創出や地域の活性化に寄与する商業機能等を導入し、B地区では交通結節点機能の確保や、にぎわいを創出する機能等の導入を図ることといたしております。C地区では居住機能の導入、さらにはD地区では地区のにぎわいにも寄与する港湾機能の導入を図るとともに、親水性を備えた緑地等の導入を図ることといたしております。

都市空間の整備につきましては、本地区の健全な土地利用の増進と良好な都市環境の形成を図るため地区内に整備される幹線道路と連携した区画道路を整備することといたしております。また、地区内の豊かな緑やウォーターフロントの特徴を十分活用し、地区全体にわたって景観面で調和のとれた市街地の形成を図るとともに、敷地内においてはオープンスペースの確保や緑化等の整備を積極的に行い、ゆとりとうるおいのある空間の形成を図ることといたしております。さらに、既存周辺環境と調和した空間形成を行いますとともに、魅力ある都市空間と美しいまちなみを確保するため、建築物の壁面の位置をA・B両地区では5メートル、C・D両地区では2メートル以上、道路境界より後退することといたしております。

その他、建築物の整備に当たっては、用途の制限を定め、A・B及びD地区ではぱちんこ屋、マージャン屋や性風俗店などを禁止することとし、C地区ではボーリング場、水泳場等の運動施設を禁止いたしております。また、敷地の細分化を防止し、一定規模の開発を誘導するため、建築物の敷地面積の最低限度として、A地区において1万平方メートルといたしております。

続きまして、議第107号「大阪都市計画用途地域の変更について」ご説明申し上げます。

今回、用途地域を変更しようとしております区域は、前のスクリーンの赤色の線で囲んでいる部分でございます。本地区は、ただ今ご説明申し上げました地区計画による計画的なまちづくりにあわせまして、本地区計画のうち住宅開発を予定いたしております区域の用途地域を工業専用地域から地区東側と同じ第一種住居地域に変更し、地区周辺と調和した良好な居住環境の形成を図ろうとするものでございます。

そのほか用途地域境界を整理すること等による変更を含めまして、第一種住居地域が約8.8ヘクタール、準工業地域が約1.0ヘクタール増加、工業専用地域が約9.8ヘクタール減少いたしまして、本市の用途地域は議案書15ページの計画書のとおりとなります。

次に、議第108号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」ご説明申し上げます。議案書23ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

ただ今議第107号でご説明いたしましたとおり、鶴浜地区における用途地域の第一種住居地域及び準工業地域への変更に伴いまして、前のスクリーンの赤色の線で囲っております約10ヘクタールの区域について、不燃化の促進を図るため準防火地域を指定しようとするものであります。この変更によりまして、本市の準防火地域の面積は約1万6,063ヘクタールとなります。

次に、議第109号「大阪都市計画臨港地区の変更について」ご説明申し上げます。

今回臨港地区を変更しよういたします区域は、前のスクリーンの赤色の線で囲んでいる部分でございます。スクリーン上の番号①と打ってある部分につきましては、港湾管理者による埋立地で臨港道路や臨港緑地とともに、地区内に導入される機能を一体的に管理運営する必要がある区域であることから、臨港地区に指定をいたします。また、スクリーン上の番号②の部分につきましては、住宅開発等を進め、都市的な土地利用を行っていくことから、臨港地区の指定を解除しようとするものでございます。

これによりまして、本市の臨港地区の面積は約10ヘクタール増加いたしまして、約1,912ヘクタールとなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長 ただ今幹事から説明のありました議案につきまして、ご意見、ご質問をお伺いします。いかがでしょうか。

○稲森委員 稲森です。1点まず聞きたいと思います。これ埋立地の利用に関する提案ですけれども、もともとこの鶴浜地区というのは埋め立てやったときにどういう目的というんですかね、コンセプトをもって埋め立てられたのか、ちょっとその経過を聞きたいと思います。

○説明者（藪内） 港湾局の開発調整担当課長の藪内と申します。お答え申し上げます。

当初の埋め立ての目的ということでのご質問でございますけれども、昭和54年に港湾計画を改定いたしまして、鶴浜地区の埋め立て計画というのをつくりました。その段階では、林産品といいまして木材関係の取り扱い、それから鉄鋼関係の金属類を取り扱うということでの外貿、国外との貿易用の埠頭、及びその後背地には貨物の保管、それから加工のための必要な港湾用地といった形で計画いたしましたところでございます。

○稲森委員 私も常々この委員会で申し上げてるんですけれども、やはり都市計画という

のは当然中長期的なリードする、まちづくりをリードするということで、そういう性格を持たなければニーズがころころ変わったから、それを後追いの的に地区計画を変更するとか、これはまずいんじゃないかと、こういうことを私申し上げてきたはずです。

やはり、最近色々大阪市で再開発事業とか、大阪駅前の北ヤードの問題が出てるんですけども、いろんな専門家のご意見を聞いておりますと、総じて大阪市の開発はビジョンがないと。将来どういような大きなビジョンを持ってこういうことを展開するのかがないんじゃないかと。個々の開発が色々、あっちでも同じようなコンセプトを持った開発がなされていると、こういう批判的な意見を何件か私見てるわけですけども。

今回のこの計画につきましても、先刻お聞きしましたら、A地区のこの開発計画、土地利用の方針ということで、A地区においては周辺市街地の商業機能と調和を図るとともに、にぎわいの創出や地域の活性化、商業機能等の導入を図るという、そういうことなんですけれども、実際今、最終的にほかにどういうものができるかといいますと、スウェーデン製の家具を扱う巨大な家具屋さんが入られるということです。

実は、以前ATCビル、WTCビルですか、その場合でも今、大塚家具という大きな家具屋さんがATCに入ってるんですけども、あのときに大阪の立花町、これはもう家具の伝統的な扱う地域ですけども、その商店会の責任者の方から本当に、その当時磯村市長だったわけですけども、磯村さんの後援会の役員をやっておられたらしいんですけども、こういった地元の家具問屋を壊滅させるようなことをなぜやるのかと、大きな怒りの声を聞いたわけですけども。ここも、このスウェーデンの家具屋さんができることによって大阪のこの家具問屋さんとか家具屋さんなどがどういう影響を受けるのかと。

その前は実はアークランドサカモトという、これものすごい総合的なショッピングセンターができると。これは大正区の商店会を挙げて大反対が起こりまして、結局これは進出を断念したわけですけどもね。

そうしますと、これ本当にそのときの土地を購入する事業者の意向によってくると土地利用を変えて、それを提案してくると。これは本当にまずいんじゃないかと思うんです。なぜかという、これは理由として区画整理事業ですのでね、それはもう売却しなければもう区画整理の会計が大変になるという、経済性を優先されているわけですけども、確かに産業構造が変化して土地利用も変化するというのは、これはもう当然

考慮してやらないといけないんですけれども、本当にそれ以前の問題として土地所有者の意向によってそれを追認するような計画が提案されて、そしてそれをここで認めていくと。

最終的にこれいろんなところで、後にもまた提案されるんですけれどもね、こういった一つの大きな大阪市の都市再生という、そういう理念との関連性というのはきっちりやっぱりここで解明していただかなければ、この前に書かれているように、ここに家具屋さんができた場合、どのようにして大正区の後背地の方々が活性化するのか、商店が活性化するのか、あるいはアプローチですね、自動車でしかこれ今のところ近寄れないわけですから、そういう場合に果たしてどういう利便性が大正区にとってもたらされていくのか。そんなことについて、全くこれどうイメージしても私は浮かばないわけですよ。

そういった面で、今回提案されていることの大阪市の全体の発展という観点、あるいは地域の、ここで言われていますように、発展のためにどうなるのかという点についてもう少し、今考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○説明者（藪内） お答え申し上げます。

今回の計画について、地域の発展とかどういうことで、計画の変遷も含めて考えるかということでございますけれども、先ほどご説明いたしましたけれども、昭和54年に港湾計画で先ほどの用途にいたしましたけれども、その後の社会経済情勢とか、地元からのご要望等もございまして、平成9年の段階でにぎわいを形成するための商業施設とか、そのための交流拠点用地、それから交通機能用地、また都市機能用地ということで複合的なまちづくりをするという方向に、平成9年の港湾計画の改定の段階で大きく方向を変えてきたところがございます。その後、平成17年に、やはりまとまった用地の確保ということとか、それから防災機能を向上させたいということで緑地をまとめるとか、そういう形での計画変更を港湾計画の中で行ってまいりまして、特にまとまった土地である、商業ゾーンと申しておりますけれども、部分につきましては企業の誘致等も図ってきたところでございます。

そういった中で、今回、具体の計画案が出てまいっておりますので、それをいい形で誘導するために地区計画を新たに定めるといったような計画内容になってございます。鶴浜地区はご指摘のように、やはり埋立地ということもございまして、中心市街地から少し離れている、それから鉄道等もございませんので、バスや自家用車でのアクセスと

ということにもなりますけれども、今誘致を図っておりますような事業体は非常に集客性も高く、全体的に大正区を含めてかなり活性化のためにも大変役立っていくんではないかと。それが誘致されることによりまして、周りの住宅地であるとか、そういったところの開発も進んでいくということで、一体的なまちづくりが進むことで大正区だけではなくて、大阪市全体の活性化にも役立っていくと、このように考えております。

○稲森委員 全く私の感性がおかしいのか、どう考えてもそういったスウェーデン製の大型家具屋さんが来ることによって、大正区とか大阪が大きく変化することというのはイメージできないんですよ。

論より証拠で、この間の本当に大阪市、さまざまところでいろんな開発が行われておりますけれどもね、その結果、ここは成功したと、市民も認めると、あの事業よかったと、そういうようなことがあれば紹介していただきたいと思うんですよ。こういう美辞麗句というんですか、もう本当に抽象的な表現で、まちの活性化とか、快適なとかいう言葉を散りばめられているんですけれども、実際はこういうことやられても、経営されている企業はもうかるでしょうけれども、その周辺地域に大きな恩恵がなされてまちが変わったという、活力がよみがえったという例を聞かないんですよ。

だから、同じような提案されても本当に私はそういった面では信じられないと。これについてはその程度、また後引き続き提案に意見申し上げたいと思うんですけれども、この件についてはこれでとどめておきたいと思います。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ご意見、ご質問ございませんようですので、お諮りいたします。

それでは、議第106号議案、第107号議案、議第108号議案及び議第109号議案につきましてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村橋会長 ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

続きまして、議第110号議案につきまして、幹事からご説明をお願いします。

○幹事（北村） それでは、議第110号「大阪都市計画地区計画の変更について」ご説明申し上げます。表紙に議第110号と記載いたしております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

今回、変更を行いますのは「大淀南二丁目地区地区計画」でございます。本地区は、西日本最大のターミナルであるＪＲ大阪駅の北西に位置し、ＪＲ福島駅及び阪神電鉄福

島駅から徒歩圏内にあり、また都市計画道路加島天下茶屋線に面した交通至便な地区でございます。

本地区計画は、平成16年に「大淀南二丁目地区地区計画」を都市計画決定し、都心に近接する立地特性を生かして、居住機能、にぎわい・文化機能及び業務機能等が複合した個性ある拠点の形成と良好な市街地環境の創出を図るため、一部土地利用更新が進められております。

本日お諮りいたしますのは、本地区の土地利用計画が今後、具体化してまいりますので、土地の複合・高度利用を図り、地区南側に位置するシンフォニーホールと連携した魅力ある市街地環境の創出を図るため、都市計画の変更を行うものでございます。

それでは、今回の主な変更点につきましてご説明申し上げます。議案書3ページの計画書及び前のスクリーンをご覧ください。

まず、「地区計画の目標」でございますが、これまで導入することといたしておりました居住機能、にぎわい・文化機能及び業務等の機能に加え、シンフォニーホールと連携した商業機能等についても導入を図り、それらが複合した個性ある拠点の形成と周辺と連携した良好な市街地環境の創出を図ることといたしております。

目標の実現に向けて定めます「土地利用の方針」、「建築物等の整備方針」、及び「地区整備計画」につきましては相互に関連いたしますので、あわせてその内容をご説明申し上げます。

まず、「導入機能」についてですが、従前は、地区全体において居住機能、にぎわい・文化機能及び業務等の機能を導入することといたしておりました。今回、地区の区分をいたしまして、それぞれの地区について都心に隣接する立地特性を生かした複合的な個性のある拠点の形成と周辺と連携した良好な市街地環境の創出を図るため、A地区では居住機能の導入を図り、B地区では大阪駅北地区の都心機能との近接性を生かした商業・業務機能、C地区のにぎわい・文化機能と連携し、魅力ある市街地環境の形成に寄与するにぎわい・文化機能及び居住機能の導入を図ることといたしております。

さらに、都市計画道路加島天下茶屋線及び地区南側道路沿いの低層部には、にぎわいを創出するため商業施設等を配置し、特に1階の部分には人々が日常的に利用できるような開放性の高い施設をできる限り配置することといたしてしております。C地区ではコンサートホール等のにぎわい・文化機能の導入を図ることといたしてしております。

「地区施設の整備方針」につきましては、具体的には議案書の13ページの説明図2に

記載いたしておりますように、A地区に隣接する位置に面積2,500平方メートルの緑豊かであるおいのある多目的広場を設置することとしております。この多目的広場は、なにお筋側の人たまり空間を確保するとともに、北側街区との通り抜け機能を持つよう説明図2のような形状になってございます。

また、歩車分離による安全で快適な歩行者空間の確保を行うため、歩道状空地等を確保することといたしております。さらに、A地区及びB地区におきまして、既存周辺環境と調和した空間形成を行いますとともに、魅力ある都市空間と美しいまちなみを確保するため、建築物の壁面の位置を4メートル以上道路境界より後退することといたしております。

そのほか建築物の整備に当たりましては、用途の制限を定め、ぱちんこ屋やマージャン屋や性風俗店などを禁止することといたしております。また、敷地の細分化を防止し、一定規模の開発を誘導するため、建築物の敷地面積の最低限度として2,000平方メートルといたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長 ただ今幹事から説明のありました議案につきまして、ご意見、ご質問をお伺いいたします。いかがでしょうか。

○稲森委員 たびたび意見申し上げて恐縮なんです、やはり一言申し上げておきたいと思います。

先ほども申しましたけれども、この地域についてもこういう提案なされてるんですけども、ちなみにこのA地区あるいはB地区、C地区は今シンフォニーホールが建っておりますのでわかってるんですけども、A地区並びにB地区、現在、土地所有者というのはどこなんですか。

○幹事（川田） A地区につきましては、現在分譲の高層マンションを建設中でありまして、その建設に携わっておられます民間事業者がお持ちでございます。B地区につきましても、現在の所有といたしましては、民間の建設会社が所有されているということでございます。

○稲森委員 個人情報との関わりがあるんですけども、A地区は近鉄不動産、B地区は竹中工務店ということで聞いております。この開発ですね、土地の所有者が有効に、今建築業界も大変ですのでね、サバイバル状況ですのでより有利な物件を販売したいという、これはもう私は否定しませんがね。これは独自に企業努力でやっていただい

たらいいと思うんですけれども、しかし、それをこの地区計画の目標ということで、良好な市街地環境の創出を図るというようなことでもって提案されますと、やはりもう少し正直に、この建物のグレードを上げるために、土地はこれ抛出されますんでね、大阪市内に。緑の部分というのは大阪市の持ち出しはないと思うんですけれども、こういったやっぱり大きな企業を結果として応援するようなお金の使い方というのは、ちょっとやっぱり今の本市の財政事情から考えても序列が違うんじゃないかと思うんです。

それと、このB地区につきましても気になりますのは、今、大阪市北ヤードの問題もありますし、西梅田の辺もものすごい大きな開発がなされていると。難波周辺のなんばパークス、そういったようなところで、あちこちで開発されてるんですけれども、先ほども申しましたように、この例えばB地区の商業地域というのは、本当にこの地域の活性化とか、マスタープラン的にどのような役割を果たす、公共的な役割を果たすかというような、そういうような分析をやったりやっていたかなければ、結局は企業が商品、より売れやすい商品をね、売りやすいようなそういう条件整備以外ないと思うんです。

そこで、ちょっと一度これお聞きしておきたいと思うんですけれども、最近駅から何分、あるいは今回の場合はシンフォニーホールがあり、公園があり、商業地域があれば、これ本当に快適ですよ。元気のある方は、住めばね。そやけど、この場合どういような方々がこの住宅に居住されるようなことを想定されているのかね、もし計画調整局として、ファミリー層、恐らく子育て層は子供保育所預けているようなファミリーというのは入らないと思うんですけれども、どういったような階層の方々がこの地域に居住されて、やろうとしてるのか、ちょっとそこらのイメージがあれば念のためにお聞きしておきたいと思います。

○幹事（川田） 住宅のイメージでございますが、特に具体的には私どもも存じ上げてございません。現在、A地区で建設されている住宅につきましては、いわゆるファミリー型の分譲住宅でございます。

それから、先ほどちょっとご指摘ございましたんですが、この地区、地区計画を定める意義なんですけど、現在、立地しております朝日放送の本社あるいはホテルプラザ、大阪タワーというのがあるわけなんですけれども、それらの建築も建築されて40年近く経過してございまして、建築物の老朽化が進んでいるといった状況もございまして、朝日放送につきましては、福島一丁目の方へ移転するというご計画でございまして、こういう建

物の老朽化、あるいは土地利用が変わっていく可能性が非常に残されている地区でございます。

それと、先ほどもご説明申し上げましたが、都心で非常に足の便もいい、あるいは近接している地区でございますので、こういった中で民間の創意工夫を取り入れながら地域の活性化を図って、地域拠点をつくっていくということは非常に大事かと思っております。あわせてこの地区計画におきましては、先ほどちょっと委員の方で広場につきましてご指摘ありましたが、これは民間で整備されて、民間が土地所有のままやられるものなので、大阪市との関わりは直接ございませんが、先ほど申し上げた広場でありますとか、この開発に伴いまして歩道状の空地、あるいは歩道状の施設をつくり、歩行環境を改善していくということで、市街地環境の整備もあわせて図っていくということで、我々としてはこういう都市計画をしていくべきだと考えてございます。

○稲森委員 改めて大阪のまちの発展というか、そういう大きなプランとの整合性を持った形で提案を期待しております。

というのは、この間提案されていることというのはほとんどそういう地区の特殊な企業とか、リッチな方々の、そういう支援をするようなまちづくりばかりが提案されてきてね。やはり今、本市で抱えております住居の問題にしましても、さまざまな社会福祉施設などもあるんですけれども、そういった生活関連の提案が余りないものでちょっと寂しい思いをしておりましたんで、ご意見として申し上げます。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ございませんようですので、お諮りいたします。

それでは、議第110号議案につきましてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村橋会長 ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

続きまして、議第111号議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（北村） それでは、議第111号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」ご説明させていただきます。表紙に議第111号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

この都市再生特別地区は、都市再生緊急整備地域内で定めることができる地域地区でございます。都市計画では容積率の最高限度や高さの最高限度等を定めることができる地区であります。議案書5ページ及び前のスクリーンの位置図をご覧ください。

今回、都市再生特別地区を定めようとする「西本町一丁目地区」は、西区内にございまして、議案書の7ページ、説明図1で詳細な位置を示しておりますように、四ツ橋筋と中央大通りの交差点の北東角に位置し、地下鉄本町駅と接続する区域でございます。

当地区は都市再生緊急整備地域として定められた「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域」内に位置しております。既存の都市基盤の蓄積等を生かしつつ、風格ある国際的な中枢都市機能の集積を図るという都市再生緊急整備地域の地域整備方針に沿いまして、地区周辺に業務機能が集積し、交通の結節点である立地特性を生かし、御堂筋沿道と連携して業務機能の高度化やにぎわいの創出を図るものでございます。また、地下鉄駅との連絡についてバリアフリー改修を併せて行うものでございます。

都市再生に資する主な貢献といたしましては、新しいビジネス創出や業務機能の高度化を図るため、インキュベーション機能や産学連携機能の導入を図りますとともに、周辺地域のオフィス機能の支援として、研修やセミナー機能の導入を図り、ビジネス環境の充実を図ることといたしております。

また、地下鉄連絡のバリアフリー化に関しましては、現在、敷地南側の歩道上に駅の出入口がございますが、通行の支障となるとともに、駅南側の改札口へアプローチするには階段の上り下りを強いられることとなりますことから、これらを解消するため駅北側に新たな改札口とともに地下連絡通路を設け、計画建物の地下階に直結させることで、地上では既存の駅の出入口は撤去され、障害物のない快適な空間として整備されます。さらに、既存の連絡通路についてもエレベーターを設置し、バリアフリー化を図り、南北の道路横断を円滑にするなど、歩行者動線の充実を図ってまいります。

さらに、建物の低層部におきまして、地下鉄連絡通路に接続して、地下1階から地上2階にかけて公共的立体広場を設置いたします。この公共的立体広場では、市民や来訪者の方が憩い、安らぎ、イベントなどを楽しめるアメニティ豊かな空間として整備していくことといたしております。また、低層部では市民や来訪者の方がアートに親しめ、最上階では市内の眺望を楽しんでいただけるなど、集客魅力を持った計画とし、全体として地域のにぎわい創出や活性化を図ろうとするものでございます。

それでは、議案書3ページの計画書をご覧ください。

今回定めようとしております内容は、位置が西本町一丁目地内で、面積が約0.7ヘクタールでございます。誘導すべき用途につきましては、バーであらわしておりますが、これは指定されている商業地域内で許容されている建築物を建築していくという意味で

ございます。容積率の最高限度は1,400%とし、最低限度を800%といたしますとともに、建ぺい率の最高限度を80%、建築面積の最低限度を1,000平方メートルとするものでございます。また、高さの最高限度及び壁面の位置の制限につきましては、議案書3ページの計画書及び議案書9ページの説明図2をご覧ください。

ゆとりある歩行者空間を形成するよう、中央大通りに沿って5メートル、四ツ橋筋に沿って3メートルの壁面の位置の制限を行うとともに、敷地南東角には植栽等を施した公共的空間を配置しております。また、高層部の高さの最高限度を135メートル、中層部の最高限度を30メートルにそれぞれ定めようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長 ただ今幹事より説明のありました議案につきまして、ご意見、ご質問をお伺いします。いかがでしょうか。

○鳴海委員 低層部の最高限度30メートルという、その根拠というか、どういう目標でそうされたかをお聞きしたい。

○幹事（川田） 東側の低層部でございますが、高層部と一体的に駐車場スペースをとってございまして、その部分で30メートルの高さとしております。

○鳴海委員 用途じゃなくて、30メートルという数字の考え方をお聞きしたいんですが。

○幹事（川田） 用途として、先ほど申し上げました駐車スペースでございまして、その規模の中でできるだけコンパクトにしていくといったところで、東側の歩行者の空間、壁面位置が1メートルでございますので、建物計画の中でできるだけ高さを守るということで制限しております。

○村橋会長 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ございませんようですので、お諮りいたします。

それでは、議第111号議案につきましてはご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村橋会長 ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

沢田委員、どうもありがとうございました。

続きまして、議第112号議案につきまして説明をお願いいたします。

○幹事（北村） それでは、議第112号の「大阪都市計画公園の変更について」ご説明申し上げます。表紙に議第112号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

この案件は、本市城東区にございます街区公園、2・2・77号、古市中公園につきまして、隣接いたしますすみれ小学校及び市営住宅の建替えにあわせて、良好な市街地環境を創出しますため区域の変更を行おうとするものでございます。

議案書7ページの説明図をご覧ください。

東側の黄色で塗ってある部分が削除される区域で、北側の赤く塗ってある部分が追加される区域でございます。削除いたします区域は、隣接するすみれ小学校が建替え時期にきていること、また児童数の増加に伴う増築や狭小な運動場を拡張する必要があることから、小学校敷地の不整形を解消し、校舎の建設用地や運動場の一部として活用し、教育環境の改善を図ろうとするものでございます。また、追加いたします区域は、以前市営住宅が立地いたしておりましたが、住宅の建替え事業により集約化が図られた結果、現在は更地となっており、ただ今ご説明いたしました削除される公園機能の代替として今回追加するものでございます。

これにより、当公園につきましては面積が約400平方メートル増え、約0.76ヘクタールになりますとともに、北側道路からの利用も可能となり、地域住民にレクリエーションや憩いの場を提供し、公園機能の向上が図られるものと考えております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長 それでは、議第112号議案につきまして、ご意見、ご質問をお伺いします。  
いかがでしょうか。

○石井委員 自民党の石井でございます。すみれ地区のこの議題は私が出しまして、ようやく2年目に実現化するわけでございますが、周囲がもうほとんど住宅地区で、そして老人の集会所もまたお願いをせなならん立場でございます。以前は老人が150人ぐらいおりはったんですけれども、住宅がどんどん増えまして300から400人近くになって膨れ上がっております。ですから、食事会というものができない1点と、それからそれにしたがいまして子供さんがたくさん、今のところ教育委員会の方来とるかな、生徒数は今何人おるかな。

○説明者（中塚） 教育委員会事務局施設課長の中塚でございます。約600名の子供が在籍しております。

○石井委員 はい。それで、来年から再来年にかけて300から400人膨れ上がってくるじゃなかろうかと、こう思っておるわけでございます。城東区の数多い小学校の中でも4番目あたりに入ってくるわけでございますが、当初グラウンドが狭うございまして、

ちょうど位置づけの悪いところがプールがあるわけですね。このプールも教育委員会にお話しをしまして、撤去して、これもう約25年ぐらい耐用年数が経つと思います、公園の横側に2メートルの道路があるわけですね。それはむろん教育委員会の土地でございまして、そしてこういうものをどの程度確保できるかと、こういうことですね。そして、都市整備局の土地を確保しておるわけでございますが、その実態は図面ではちょっとわかりにくい感じがしますけれどもね、公園はこれどのぐらい位置づけしてますか。入ってますか。

○幹事（川田） 全体としては約400平方メートル増えることになってございます。そのうちすみれ小学校、いわゆる小学校用地に、グラウンド用地に変えるところが約850平方メートルでございます。市営住宅の跡地を活用します、いわゆる増やす地域が約1,200平方メートルでございます。それで差し引きで約400平方メートルの増となります。

○石井委員 今、お聞きしまして、大体私要望どおりいっておるわけでございます。しかし、このところを増やしていただいても、このグラウンドを実際に使う場合ですね、大体生徒数が800から1,000人に膨れ上がってなろうかと、こう思って学校も言うておるわけですね。そうしますと、グラウンドの位置から見ましてもプールが、先ほどもここに申したように、プールがちょっと邪魔になるんですね。だから、教育委員会の施設課長も今日見えてないですけども、これも一応位置づけを場所的に書いていただかんと、せっかく公園の位置を広く確保しておって、そして公園は住宅の方に確保したと。こういうことで納得はできるんですけどもね。だから、プールの問題だけですね。だから、その点だけを教育委員会に申し送っておきます。あと、以上は賛成でございます。ありがとうございました。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ございませんようですので、お諮りいたします。

それでは、議第112号議案につきましてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村橋会長 ご異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

これをもちまして本日の議案の審議はすべて終了いたしました。決議いただきました案件につきましては、直ちに必要の手続を行わせます。

それでは、これで閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前 11 時 23 分

---

大阪市都市計画審議会委員

松 澤 俊 雄 ⑩

大阪市都市計画審議会委員

村 尾 しげ子 ⑩